



本件 在留資格認定証明書交付申請不交付処分 に対しては取消訴訟を提起することができますので、行政事件訴訟法第46条に基づき、取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を下記のとおり教示します。

記

1 取消訴訟の被告とすべき者

国

2 取消訴訟の出訴期間

- (1) 本件在留資格認定証明書交付申請不交付処分があったことを知った日から6か月以内。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (2) 上記(1)の期間内であっても、本件在留資格認定証明書交付申請不交付処分の日から1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。